

前橋市保育所（園）・認定こども園保育料表  
 （保育認定（2号3号）の方）

令和元年10月～

在籍入所児童の属する世帯の階層区分			保育料（月額）（単位：円）			
階層区分	市区町村民税等による定義		3歳未満の児童 （保育標準時間）	3歳以上の児童 （保育標準時間）	3歳未満の児童 （保育短時間）	3歳以上の児童 （保育短時間）
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の0  自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0	0	0	0
B	A階層、C階層及びD階層を除く市区町村民税非課税世帯		0	0	0	0
C	第1	均等割のみの課税世帯	7,000 (2,800)	0	6,900 (2,700)	0
	第2	所得割の額が 24,300円未満	8,300 (3,300)	0	8,200 (3,200)	0
	第3	24,300円以上 48,600円未満	8,800 (3,500)	0	8,700 (3,400)	0
D	第1	48,600円以上 52,200円未満	11,000 (4,400)	0	10,800 (4,300)	0
	第2	52,200円以上 57,000円未満	12,500 (5,000)	0	12,300 (4,900)	0
	第3	57,000円以上 64,200円未満	15,300 (6,000)	0	15,000 (5,900)	0
	第4	64,200円以上 78,600円未満	21,100 (7,700)	0	20,800 (7,500)	0
	第5	78,600円以上 97,000円未満	27,000 (9,000)	0	26,600 (8,800)	0
	第6	97,000円以上 117,000円未満	33,500 (11,600)	0	33,000 (11,400)	0
	第7	117,000円以上 140,100円未満	37,400 (13,100)	0	36,800 (12,900)	0
	第8	140,100円以上 155,700円未満	40,400 (14,300)	0	39,800 (14,100)	0
	第9	155,700円以上 169,000円未満	42,700 (15,200)	0	42,100 (14,900)	0

	第10	169,000円以上 288,100円未満	45,200 (16,200)	0	44,500 (15,900)	0
	第11	288,100円以上	46,800 (16,900)	0	46,100 (16,600)	0

生計を一にする世帯から2人以上の未就学児童が入所している場合、2人目の児童に係る保育料は（ ）内の金額となります。また、年度の途中で3歳になった児童は、その年度中は3歳未満の保育料が適用となります。

**（その他の保育料）**

**① 保育短時間認定者の8時間以上11時間未満の延長保育料について**

公立保育所は階層区分がA・B階層に該当する場合には0円、その他の階層に該当する場合は2,000（1,000）円です。（1日を単位とする利用の場合は1回につき200円です。）

**② 11時間以上利用の時間延長保育料について**

公立保育所は階層区分がA・B階層に該当する場合には0円、その他の階層に該当する場合は3,000（1,500）円です。（1日を単位とする利用の場合は1回につき300円です。）

民間保育施設については、各施設にお問い合わせください。